



## 健康診査(健診)

- 基本的な健康診査の対象者、料金、検査項目は、3年間で段階的に上越市の制度に統一します。
- 胃がん検診など、その他の健康診査は、合併時(平成17年1月1日)から上越市の制度に統一します。
- 健康診査の実施会場や会場への送迎は今までどおりです。

上越市の健康診査(平成16年度)

健康診査の種類	対象者	料金	
基本的な健康診査(基本健診)	18歳以上の人	1,700円(70歳以上は200円)	
その他の主な健康診査	肝炎ウイルス検診	基本健診受診者のうち40,45,50,55,60,65,70歳の人	800円
	前立腺がん検診	基本健診受診者のうち50歳以上の男性	2,100円
	胃がん検診	40歳以上の人	1,100円
	大腸がん検診	40歳以上の人	500円
	結核・肺がん検診(たん検査)	40歳以上の人	800円
	結核・肺がん検診(X線検査)	40歳以上の人	200円
	結核検診	16歳から39歳の人	無料
	子宮頸がん検診	30歳以上の女性	800円
	乳がん視触診検診	30歳以上の女性	500円
	乳がんマンモグラフィ検診	乳がん視触診検診を受診した人	2,000円

※70歳以上の方は基本健診を除き無料です。

## 国民健康保険

- 国民健康保険の税(料)額は、平成17年3月までは今までどおりとし、平成17年4月から新しい基準で算定します。なお、支払は毎月払となります。
- 人間ドック助成金は、合併時(平成17年1月1日)から上越市の制度に統一し、35歳以上の方を対象に1人当たり2万円となります。なお、人間ドックを受けられる医療機関は原則として今までどおりです。
- 出産育児一時金は今までどおり1件につき30万円です。
- 葬祭費は、合併時から上越市の制度に統一し、1件につき4万円となります。
- 高額療養費などの給付は今までどおりです。
- 国民健康保険に関する届出や申請は、本庁と支所のどちらでも行うことができます。

## 休日の診療

- 合併時(平成17年1月1日)から、どなたでも「上越休日急患診療所」と「新井頸南休日急患診療所」の双方を利用できるようになります。
- 「上越歯科医師会休日歯科診療センター」の利用は今までどおりです。



## 診療所・歯科診療所

- 各町村の診療所、歯科診療所は今までどおりです。

## 生活保護

- 生活保護の相談や申請は、本庁と支所のどちらでも行うことができます。
- 各町村の生活保護は、現在は県が実施していますが、合併後は上越市が実施することになります。



## 民生委員・児童委員

- 地域福祉の推進役として、住民の皆さんの身近な福祉の相談相手である民生委員・児童委員の人数や役割は、今までどおりです。

## 障害者福祉

- 障害者福祉制度は合併時(平成17年1月1日)から上越市の制度に統一します。各町村にお住まいの方も、合併後は、上越市が実施している様々な障害者福祉制度を利用できるようになります。
- 手帳の交付や支援費の支給などの手続は、本庁と支所のどちらでも行うことができます。また、相談窓口として、本庁と支所だけでなく、「上越市障害者生活支援センターかなや」、「つくしセンター」なども利用することができます。

上越市で実施している主な事業

### タクシー利用料金助成事業

1枚620円のタクシー利用助成券を原則として年間28枚交付します。ただし、タクシー利用料金助成か自動車燃料費助成のどちらかを選択する必要があります。

### 自動車燃料費助成事業

自動車燃料費をタクシー利用助成券の範囲内で助成します。

### 身体障害者訪問入浴サービス

訪問入浴のサービスを提供し、入浴料の一部を助成します。

### 補装具給付自己負担額助成事業

車いすや補聴器などの補装具を給付・修理するときの自己負担額を全額助成します。

### 障害者住宅リフォーム助成事業

住宅を障害のある方に適したものにする場合の経費を助成します。